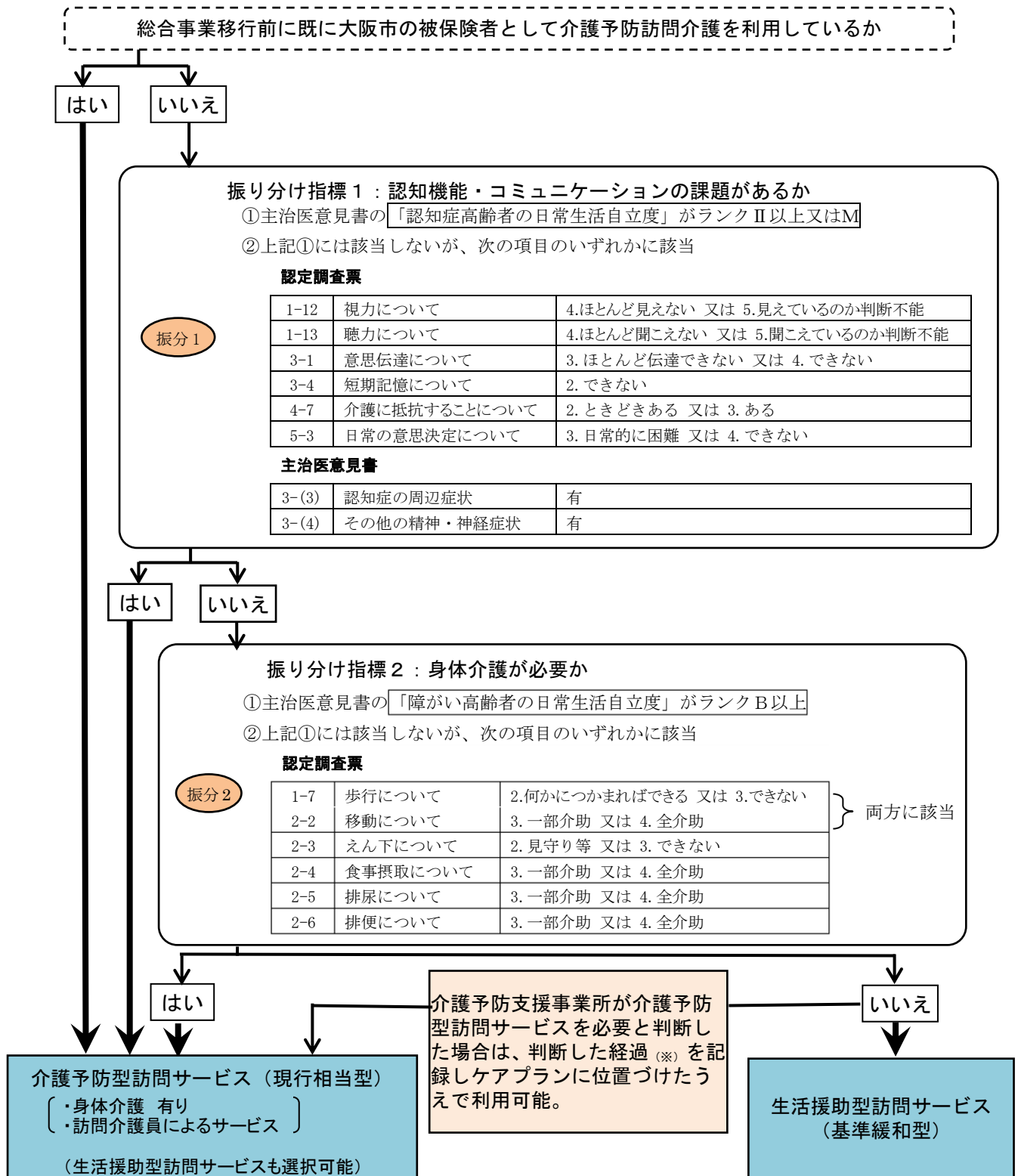


総合事業利用時の注意事項について

ケアプランの新規作成時及び見直し時には利用対象者の状態像による振り分けプロセスに基づく、訪問型サービス利用の必要性の確認を行ってください。

○ 訪問型サービスの利用者振り分けプロセス



※例えば、「認定調査から時間が経過し状態の変化が著しく、現在、食事時に咽ることが増えており、同居家族不在の食事時に嚥下の見守りが必要なため介護予防型訪問サービスの利用が必要」等の判断した経過の詳細を支援経過に記載する。

振り分けプロセスで判断できない場合は、介護保険課給付グループへご相談ください。